### 導入促進基本計画

# 1 先端設備等の導入の促進の目標

# (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

東松山市は丘陵の豊かな自然に囲まれながら、都心部から50km圏内であり、東武東上線池袋駅から東松山駅まで最短44分の利便性から比企地域の中核的な都市である。

市の中央には関越自動車道東松山インターチェンジがあり、圏央道へのアクセスも良好で広域的な利便性も有していることから、近年、企業誘致の推進を図っている。特に、丘陵地帯で地盤が強い関係から、製造業の企業誘致を進めている。その成果もあり、平成26年度以降、再び人口が増加傾向に転じ、平成29年4月には約9年3か月ぶりに人口が9万人を超えた。

現在、企業誘致により大規模工場は増加傾向にある一方、後継者不足や人材不足等の影響により、従来から地域経済を支えてきた中小企業は減少傾向にある。現状を放置すると、長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況が予見される。

このような中、独自の取組として、がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度を活用した設備投資への支援や創業支援センターを創設し、創業者への支援等を講じてきたが、中小企業等経営強化法の先端設備等導入計画により、生産性の抜本的な向上を図り、人材不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が事業を承継したいと思える企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

# (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、 中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資活動の活性化を図り、比企地 域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする

ただし、太陽光発電設備に関しては、景観や環境に配慮し、全量売電を目的とせず、 自己所有の建築物の屋根又は屋上に設置する設備のみ許可する。

- 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
- (1) 対象地域

本市の産業は市内広域に渡り散在している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は市内全域とする。

### (2) 対象業種·事業

本市の産業は、製造業、サービス業、農林水産業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化の推進、新商品の開発、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

# 4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
  - 3年間、4年間または5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
- ・人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する行動や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端 整備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。